

令和6年度

ふじみ野市立さぎの森小学校

# いじめ防止等のための 基本的な方針

## I 基本的な方向性

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。） 第2条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じている者。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

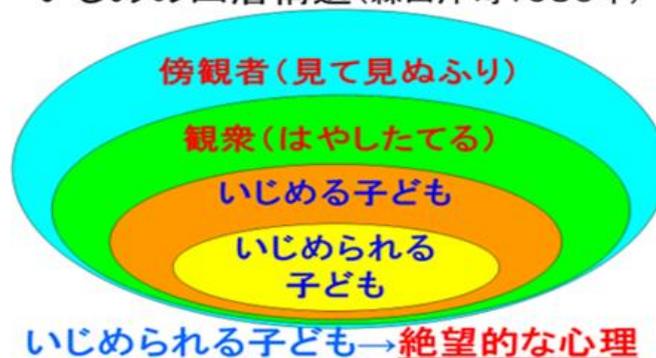
本校は、上記の定義を受け、いじめを防止するために、「いじめを絶対に許さない」という強い信念のもとに、保護者、ふじみ野市、地域住民等及び地域団体と連携して取り組む。いじめられた側には、本人のプライドを傷つけず、心に寄り添い共感的態度で話を親身に聴き、支援して守りぬく。いじめた側には、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを十分に理解させ、ただちにいじめをやめさせ、見守る。

### 2 いじめの理解

いじめの防止等の対応には、次のような理解が必要である。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- いじめは、見ようとしなければ見えない。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題である。
- いじめは将来にもマイナスの影響をもたらすものである。

いじめの四層構造(森田洋司1986年)



### 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念(法3条関係)

いじめは、いじめる子といじめられる子の関係だけではなく、全ての子どもに関わる問題であり、いじめの防止等のための対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめに苦しむ子を生まないことを旨として行わなければならない。

また、全ての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認知しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、全ての子どもに十分理解させることを旨としなければならない。

さらに、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校とふじみ野市教育委員会をはじめとする関係機関が連携し、家庭や地域の協力のもとに、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### 4 本校いじめ防止基本方針策定の目的

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、県、ふじみ野市の基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、さぎの森小学校いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を定める。

本校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対応が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に関する日常的な取組、啓発活動及び教育的取組を具体的に定める。

## II 基本的な考え方と具体的な取組(いじめの未然防止・早期発見・対応)

### 1 いじめの未然防止

いじめを減らしていく上で成果を上げているのが、「いじめに苦しむ子を生まない」という未然防止の発想に立った取組である。

ふじみ野市の取組 ← 連携・協働 → 学校の取組

ア ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会	ア 学校いじめ問題対策委員会
イ 相談体制の整備	イ 学級経営の充実
・市教育相談室いじめ専門窓口	・子どもの居場所づくり
・教育心理相談員・教育相談員	・道徳教育の充実
・適応指導員	・いじめの基準を示す
・スクールカウンセラー	・子ども主体の学級活動
・スクールソーシャルワーカー	・話し合い、体験活動
・さわやか相談員	・人間関係づくり
・学び育ちサポーター	ウ 子どもの主体的な活動の支援
・いじめ・非行防止ネットワーク	エ いじめを許さない気運の醸成
ウ 学校教育活動の充実	オ 教職員の資質向上
エ 教職員の指導力向上	カ 家庭・地域との連携

(1) ふじみ野市の指導・支援体制取組

ア ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会

教育委員会は、法第14条第1項の規定により、ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会（以下「協議会」という。）を置き、地域団体との連携、基本方針に基づくいじめ防止に関する調査、研究及び施策の推進、基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取等を行い、いじめの未然防止活動を実施する。

イ 相談体制の整備と役割

(ア) ふじみ野市子どもいじめ防止条例（以下「条例」という。）第11条により、市教育相談室にいじめに関する専門相談窓口を設置する。

(イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふじみ野市教育相談室教育心理相談員・教育相談員、適応指導員、各中学校さわやか相談員、各校学び育ちサポーターを配置し、いじめの未然防止に取り組むものとする。

(ウ) 学校の実態に応じて、いじめ・非行防止ネットワークを編成する。

スクールカウンセラー	いじめ・不登校等の子どもが抱える問題の解決や軽減のために、「心の専門家」として子ども、保護者、教職員等へ助言・援助、カウンセリング等の業務を行う。
スクールソーシャルワーカー	学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働きかけソーシャルワーカーとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、子ども及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る業務を行う。
教育心理相談員、 教育相談員 (市教育相談室)	学校と連携して子どもの支援、検査・医療など、他の相談機関との連携、通室による適応指導等を市民と市内勤務の人を対象とした相談業務を行う。
適応指導員 (市教育相談室)	学校への登校復帰を目指す子どもの支援、集団になじめない子どもの社会への適応力を養うための個別指導・支援の業務を行う。
さわやか相談員	子どもの相談、保護者の相談等、学校内での教育相談体制における役割、市教育相談室との連携、いじめ・不登校に関する業務を行う。各中学校1名の配置で、その中学校区の小学校にも訪問する。
学び育ちサポーター	学校生活に適応できない子どもに対し、個別に学習や生活の支援・助をすることで不適應の解消を支援する業務を行う。見えにくいいじめをより多くの目と場面で観察し、子どもの小さな変化を迅速かつ的確に把握することにより、いじめの防止、解消に向けた支援業務を行う。
いじめ・非行防止ネットワーク	学校が抱えるいじめ・非行の予防を図るため、地域のネットワーク方々や行政機関などが協同して学校を支援するネットワーク。地域の方々とともに、子どもたちの健全育成を図る。

ウ 学校教育活動の充実

(ア) 子ども一人一人を確実に伸ばす学習指導の推進に関する指導・助言及び教育環境整備。

学習意欲を高める指導方法の工夫・改善	導入の工夫、学習形態の工夫、学ぶめあての明確化、言語活動の充実、ねらいとまとめの整合性、子どもたちの言葉を活用した学習の振り返り等。
I C Tの活用	コンピュータ・タブレット、デジタル教科書、電子黒板、書画カメラ、視聴覚機器等の活用。
主体的・対話的で深い学び	子どもたちが自ら進んで、さらにお互いが協力しながら学ぶ学習指導・学習方法。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、討論、グループワーク等。
少人数、習熟度別指導	子どもたちの学習の効率をあげるため、教科の習熟度に応じて、複数の学級や学級内で複数のコースを設定。 また、導入場面や応用場面の少人数学級を設定。

(イ) 全教育活動において、いじめを誘発する可能性がある教師の言動・姿勢に関する指導・助言。

**【留意事項】**

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

エ 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上

- (ア) 生徒指導の研修会・講演会、生徒指導主任研修会、学級経営研修会の実施。
- (イ) 定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等の点検・把握。
- (ウ) 児童生徒の実態に応じたいじめの未然防止のための特別活動及び道德教育の充実。
- (エ) 「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用。
- (オ) ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会による市内小中学校におけるいじめに係る実態についての情報共有。
- (カ) 保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動。

(2) 学校の取組

ア 学校いじめ問題対策委員会

学校は、法第22条に基づき、学校いじめ問題対策委員会（以下「学校問題対策委員会」という。）を置き、いじめの正確な情報収集と状況の把握、構成員の役割分担、ケース会議の実施等、いじめの防止等の対策を実効的に実施する。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ 学級経営の充実

子どもの居場所づくりを推進し、いじめの発生を防止するために、学級活動、道德教育を柱にした学級経営をする。

- ・子どもの気持ちを共感的に受容
  - ・子どもの居場所づくり
  - ・子どもの自尊感情を高揚
  - ・子ども主体のいじめ撲滅活動
  - ・いじめの定義、実態の情報共有
  - ・子ども主体の学級活動
  - ・話し合い活動
  - ・体験活動
  - ・子ども主体の学校行事の創造
  - ・規範意識の醸成
  - ・プログラム教育の推進
- (グループエンカウンター、アサーショントレーニング、ソーシャルスキル トレーニング、プロジェクトアドベンチャー教育プログラム等)

#### ウ 子どもの主体的な活動の支援

「いじめゼロ宣言」や「人権宣言」を作成する活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子ども一人一人が他者への思いやりの心を持ち、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

#### エ 教職員の資質向上

いじめの防止等に関する研修を通し、教職員個々及び集団としての資質向上を図る。研修では、教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方について理解を深める。

また、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

#### オ 家庭・地域との連携

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について積極的に情報発信し、学校と家庭・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

## 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見とは、①子どものささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を 確実に共有すること、③(情報に基づき)速やかに対応することが 早期発見である。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

#### ふじみ野市の取組

#### 学校の取組

ア 実態把握	ア 学校いじめ防止基本方針
イ 相談体制の整備	イ 報告・連絡・相談・方針の組織
・いじめ専門相談窓口の設置等	・学校いじめ問題対策委員会
ウ ネットいじめの対策	ウ 実態把握
エ ふじみ野市いじめの認知度	エ 相談体制の整備

(1) ふじみ野市の取組

ア 実態把握

いじめの早期発見するため、子どもに対する定期的な調査、学校からの報告への指導・支援・指示、その他の必要な措置を講ずる。

イ 相談体制の整備

子ども及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう次のような体制を整備する。

- ・ふじみ野市教育相談室における教育相談
- ・さわやか相談員の活用
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・生徒指導支援員、いじめ等対応支援員の活用
- ・ふじみ野市いじめ問題対策委員会

エ ふじみ野市いじめ認知度 ※参考指標として活用するもの

認知度E	1対1	比較的軽度な言葉による冷やかし、からかい	一時的
認知度D	1対数人	認知度Eの継続、誹謗中傷、仲間はずれ、無視	短期的
認知度C	1対数人	認知度Dの継続、叩く、蹴る、殴る、物かくし等	短中期的
認知度B	1対集団	長期間集団無視、いじめによる欠席、転校検討	中長期的
認知度A	1対集団	犯罪行為強要、傷害行為、恐喝、窃盗、自傷行為、死をほのめかす等、そして、重大事態の項目	突発的・複合期的

【認知後の組織対応の流れ】

**灰色**：学校問題対策委員会が対処 → ふじみ野市教育委員会へ報告

**黄色**：学校問題対策委員会が対処 → ふじみ野市教育委員会へ報告、その後指導・支援等

**赤色**：学校問題対策委員会が対処 → 市問題対策委員会へ重大事態またはそれに相当する事態として報告、その後調査

**赤色** → 市いじめ調査委員会へ報告（市長判断で発動）

※電話で第1報を学校教育課へ連絡する。

※報告書は、事故速報の様式を使用して作成する。

(2) 本校の取組

◇さぎの森小学校基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

さぎの森小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防

止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、さぎの森小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- ア いじめ防止等のための具体的な実施計画や実施体制について、教職員や学校関係者と共通理解を図る。
- イ 「いじめの防止」「早期発見」「いじめに関する措置」に関する具体的手立てを組織的、計画的に実行する。
- ウ 児童や家庭・地域も巻き込みながら策定や説明にあたる。
- エ 法第22条に基づく組織を位置付ける。
- オ 校内研修を実施し、全教職員の児童の様子や変化を見抜く力の育成を図る。
- カ いじめに関するアンケート調査を年間3回実施する。

#### ◇ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

##### ア いじめの防止等のために本校が実施する施策

###### (ア) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「さぎの森小学校いじめ問題対策委員会（仮称）」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、P T A、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、ふじみ野市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、ふじみ野市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、ふじみ野市教育委員会のいじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 情報の収集と記録、共有を行う役割

- いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

## イ 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、ふじみ野市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### (ア) いじめの防止

いじめはどの生徒（児童生徒）にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒（児童生徒）が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒（児童生徒）を傷つけたり、他の生徒（児童生徒）によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (イ) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒（児童生徒）の立場で指導・支援を行うために

- ①生徒（児童生徒）の悩みを親身になって受け止め、生徒（児童生徒）の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③いじめられている生徒（児童生徒）を守り通すことを最優先に指導・支援することを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合などがあることに十分留意する。

### (ウ) 学級づくり

生徒（児童生徒）は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 生徒（児童生徒）が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・ 生徒（児童生徒）の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
  - ・ 居場所をつくる。
  - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
  - ・ 規準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）

- ・ 自分よさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 生徒（児童生徒）が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。  
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

#### (エ) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒（児童生徒）は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒（児童生徒）が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

#### (オ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

#### (カ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- ① 道徳の時間及び学級活動等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。  
また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- ② 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

#### (キ) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒（児童生徒）の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒（児童生徒）が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒（児童生徒）がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- 「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒（児童生徒）に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- 「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内

体制を確立する。

- 「New I' s」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(ク) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒（児童生徒）を守り通すとともに、加害生徒（児童生徒）に対しては、当該生徒（児童生徒）の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

○いじめている生徒（児童生徒）への指導（「New I' s」参照）

いじめの内容や関係する生徒（児童生徒）について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

○いじめられている生徒（児童生徒）への支援（「New I' s」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

○周りではやし立てる生徒（児童生徒）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

○見て見ぬふりをする生徒（児童生徒）への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

○学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

○他校の生徒（児童生徒）が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒（児童生徒）が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

○ふじみ野市教育委員会への報告、指導・支援要請

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果をふじみ野市教育委員会へ速やかに報告する。

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。
- PTAや学校評議員会、学校運営協議会等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける。
- 保護者会、家庭教育学級、保護者同士のネットワークづくり等、いじめの問題について協議する機会を設ける。
- 「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

## ウ 学校の指導のあり方及び関係機関との連携

いじめが起きた場合には、いじめを受けた子どもの心に寄り添った支援をし、その子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめを行った子どもに対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、子どもの生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報し、いじめを受けた子どもを守る。その際は、学校での適切な指導・支援やいじめを受けた子どもとその保護者の意向に十分な配慮をした上で、早期に警察に相談・通報し、連携して対応する。

さらに、子どもたちの心のケアを継続的におこなうとともに、定期的に検討会を開催し適切な手立てを検討しながら見守っていく。

### ・・・・・・・・・・・・・・・・【いじめの4層構造の対応】・・・・・・・・・・・・・・・・

(ア) **いじめを受けた子どもへの支援**（「New I's」参「いじめられる側にも問題がある」という考え方を絶対にせずに支援する。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(イ) **いじめを行った子どもへの指導**（「New I's」参照）  
 いじめの内容や関係する子どもについて十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(ウ) **周りではやし立てる子どもへの対応**（「New I's」参照）  
 はやし立てたり、おもしろがったりすることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

(エ) **見て見ぬふりをする子どもへの対応**（「New I's」参照）  
 いじめは、他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。

・・

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・学級活動において、話し合い活動などを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事において、いじめの防止の視点から意図的・計画的な小集団育成と集団活動を行い、望ましい人間関係を築く。

## エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の（ア）、（イ）の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

### （ア）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### （イ）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## オ 重大事態への対処

### （ア）重大事態への対処の流れ

◇「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときである。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、

重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

児童生徒又は保護者からの申し出は、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申し出について調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

- (イ) いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒（児童生徒）や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (ウ) 重大事態が発生した場合、本校はふじみ野市教育委員会へ事態発生について報告する。
- (エ) 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）
- (オ) 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）
- (カ) 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- (キ) 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）
- (ク) 上記エの調査結果は、ふじみ野市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## オ 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちにふじみ野市教育委員会に報告する。報告を受けたふじみ野市教育委員会は、市問題対策委員会を招集し、調査に当たる。また、学校と連携を図りながら対処する。同時に、重大事態の発生を市長に報告する。

## カ 調査の趣旨及び調査を行うための組織

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- |   |
|---|
| ・ 学校問題対策委員会と市問題対策委員会が連携を図って調査。                                |
| ・ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査。                           |
| ・ 市問題対策委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導・指示、また、人的措置も含めた適切な支援。（法第28条第3項） |
| ・ 市長は、市いじめ調査委員会を発動し、当該重大事態に係る必要な事項の調査等を実施。                    |

## ◇ふじみ野市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## キ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ（いつ頃から）
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様か
- ・いじめを生んだ背景事情は
- ・どのような問題があったか

学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とふじみ野市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的とするものである。

(ア) いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた子どもから十分に聴き取る。
- ・いじめを受けた子どもの事情や心情を聴取し、その子の状況に合わせた継続的なケアをする。
- ・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。
- ・在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査をする。

### 【留意点】

いじめを受けた子どもを守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた子どもの学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った子どもへの指導を行い、いじめ行為を止める。

また、これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、市問題対策委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関ともより適切に連携し、対応に当たる必要がある。

(イ) いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合（子どもの入院や死亡等）

- ・当該子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法は、在籍する子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査をする。

#### 【留意点】

子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該子どもを最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した子どもが置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は市問題対策委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校又は市問題対策委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 学校が調査を行う場合においては、市問題対策委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- ⑧ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### ク その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市問題対策委員会は、義務教育段階の子どもに関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた子どもの就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた子どもの支援のための弾力的な対応を検討する。

## ケ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた子ども及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市問題対策委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対し説明する。情報の提供に当たっては、学校又は市問題対策委員会は、他の子どものプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、学校は市問題対策委員会に報告し、市問題対策委員会は市長に報告する。

## 7 ふじみ野市の「いじめ対応の基本的な流れ」と「重大事態対処の流れ」



【重大事態の時】

## 8 ふじみ野市の3つの組織

	ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会	ふじみ野市いじめ問題対策委員会	ふじみ野市いじめ調査委員会
目的	連携、啓発、調査、研究	学校への支援、指導、調査	調査、報告
主な取組	<p>○いじめの防止等に関する調査や研究及び施策の推進</p> <p>○地域団体との連携を図りいじめの防止等の取組の共通理解</p> <p>○市や市立学校のいじめの防止等の取組の提言や評価</p> <p>○新たな知見や見解に基づく教育的予防の研究</p>	<p>○市立学校からのいじめに関する報告を受けた場合のいじめ事案への対処</p> <p>○市立学校以外の学校に在籍する子どものいじめに関する必要な措置を講ずる。</p> <p>○重大事態への対処</p>	<p>○重大事態への対処</p> <p>○必要に応じて重大事態の調査結果に対する再調査</p>
構成員	<p>スクールカウンセラー</p> <p>スクールソーシャルワーカー</p> <p>相談室相談員</p> <p>校長会（小学校・中学校）教頭会</p> <p>市民総合相談室</p> <p>子育て支援課</p> <p>社会教育課</p> <p>ふじみ野市 PTA 連合会</p> <p>ふじみ野市自治組織連合会</p> <p>青少年育成ふじみ野市民会議</p> <p>ふじみ野市</p> <p>民生委員児童委員協議会連合会</p> <p>学校教育課</p> <p>14人以内</p> <p>【アドバイザー】</p> <p>弁護士、医師、学識経験者等</p>	<p>子育て支援課長</p> <p>市民総合相談室長</p> <p>社会教育課長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>弁護士</p> <p>医師</p> <p>学識経験者（大学教授等）</p> <p>5人以内</p> <p>※ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会とふじみ野市いじめ問題対策委員会の構成員とは異なる者</p>
根拠	法第14条第1項 条例第12条	法第24条 条例第4条	法第28、30条 条例第14条

### ア 重大事態の発生と調査

#### (ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒（児童生徒）の状況に至る要因が当該生徒（児童生徒）に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒（児童生徒）の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒（児童生徒）が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒（児童生徒）が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒（児童生徒）や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

#### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校はふじみ野市教育委員会へ、事態発生について報告する。

#### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちにふじみ野市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒（児童生徒）又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないとふじみ野市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、ふじみ野市教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、ふじみ野市教育委員会との連携を図りながら実施する。

#### (エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、ふじみ野市教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

#### (オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒（児童生徒）の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、ふじみ野市教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

##### ① いじめられた生徒（児童生徒）からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒（児童生徒）から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒（児童生徒）や教職

員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒（児童生徒）や情報を提供してくれた生徒（児童生徒）を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒（児童生徒）の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒（児童生徒）への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒（児童生徒）に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒（児童生徒）の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

## ② いじめを受けた生徒（児童生徒）からの聴き取りが不可能な場合

生徒（児童生徒）の入院や死亡など、いじめを受けた生徒（児童生徒）からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒（児童生徒）の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒（児童生徒）や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

## (カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒（児童生徒）の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒（児童生徒）の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒（児童生徒）を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した生徒（児童生徒）が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない

資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、ふじみ野市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒（児童生徒）の尊厳の保持や、生徒（児童生徒）の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

#### (キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒（児童生徒）が深く傷付き、本校全体の生徒（児童生徒）や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒（児童生徒）や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### イ 調査結果の提供及び報告

#### (ア) いじめを受けた生徒（児童生徒）及びその保護者に対して情報を適切に提供する

##### 責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。本校は、いじめを受けた生徒（児童生徒）やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒（児童生徒）の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒（児童生徒）やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒（児童生徒）のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒（児童生徒）又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、ふじみ野市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて

必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、ふじみ野市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒（児童生徒）又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒（児童生徒）又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えてふじみ野市長に送付する。

**第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

本校は、問題対策委員会において毎年度、さぎの森小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、さぎの森小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

＜資料＞ふじみ野市立さぎの森小学校 年間行事予定

4月	・子供との出会いを大切にする学級開き（各担任）
5月	・各学年、各教科、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定（各主任等） ・職員会議「学校基本方針」策定（生徒指導部） ・学校評議員会において基本方針の協議 ・人権作文及び人権標語の取組（人権教育部）
6月	・自分自身に関わることとしての特別の教科 道徳の時間の全学級授業公開（道徳部） ・1学期学校生活アンケート調査（生徒指導部）
7月	・他人とのかかわりに関することとして特別の教科 道徳を活用した授業（道徳部） ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討
8月	・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施（生徒指導・教育相談部）
9月	・自然等とのかかわりとして特別の教科 道徳の授業（道徳部）
10月	・運動会を通しての自尊感情の育成及び他者理解の心を醸成（体育部・特別活動部）
11月 いじめ 撲滅協 調月間	・個人面談習慣の実施 ・教育相談月間の設定 ・音楽会を通しての自尊感情及び他者理解の心を醸成（音楽部） ・2学期学校生活アンケート調査（生徒指導部）
12月	・ネットいじめ防止に関する講義「ネットアドバイザー親子講座」 ・集団・社会とのかかわりとして特別の教科 道徳の授業（道徳部） ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討
1月	・生命尊重に関することとして特別の教科 道徳を活用した授業（道徳部）
2月	・学校運営協議会において基本方針の協議 ・3学期学校生活アンケート調査（生徒指導部） ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表
3月	・今年度の成果と課題の検討及び新年度の取組を検討

# いじめにおける重大事態発生時における対応

